

## 6 人事・労務情報の文書管理

### ■ 個人情報

#### ▶ 個人情報保護とは

「個人情報保護法」は個人情報を保護するために2005年に施行され、2017年に改正・施行されました。改正後は個人情報を個人情報データベース等として所持し事業に用いているすべての事業者\*が対象となりました。個人情報の漏えい事故などを防止するため、規程を作成し適切に情報を管理、第三者に提供する場合は本人の同意と1～3年間の記録義務が発生します。個人情報取扱事業者が個人情報保護委員会への報告やそれに伴う改善措置に従わない等の適切な対応を行わなかった場合、事業者は処罰の対象になることがあります。

(※ 図表 3 - 15) ※ 「個人情報取扱事業者」と呼ぶ

図表 3 - 15 個人情報保護が必要な規定・管理書類

種 類	書 類
規 定	個人情報取扱規程、個人情報保護教育規程 等
従業員関連	入社時における誓約書、退職時における念書、個人データ管理台帳 等
顧客関連	お客様への配布書面 等

### ■ マイナンバー

マイナンバー制度は、住民票を有するすべての人を対象に通知されるもので、マイナンバーの取得と記載が必要となります。実施にあたっては、利用目的を明示する等の就業規則の整備が求められます。以下に、人事・労務管理者に必要な主要事項を記載します。

#### ① マイナンバー対象業務・事務

定期業務	社会保険	①社会保険料の納付 ②被保険者資格および給付に関する申請や異動等に関する届出
	税 金	③社員の所得税の源泉徴収 ④住民税の特別徴収 ⑤年末調整事務 ⑥源泉徴収票等の法定調書 など
随時業務	税・社会保険	①社員の入社、身上関係変更（結婚、被扶養者追加等） ②休職・復職、組織異動（分社・出向等） ③退社関連書類 など
従業員に関する事務以外	税 金	①役員報酬、役員賞与の支払 ②弁護士や税理士などへの報酬支払 ③株主への配当金支払等の法定調書 など

#### ② 取得対象者

自社において給与支払いを行うすべての雇用形態の従業員が取得の対象となります。日雇労働者や短期の学生アルバイトも例外ではありません。

特に、パートやアルバイトで1回限りなどの雇用の場合、マイナンバーの取得を忘れると、後からでは大きな手間と時間がかかる可能性があるので注意しましょう。

取得をしなければならぬ対象者を明確にして、抜けや漏れがないように業務フローを作成して全部門に徹底しておくことが大切です。(※ 図表 3 - 16 p.95)

図表 3-16 マイナンバー取得対象者

対象者	備考
従業員および扶養家族	
社会保険に加入していないパートタイム労働者	1 回限りの雇用であっても必要
業務委託する社外の個人事業主	
役員報酬の支払い対象となる役員	報酬・月次報酬・賞与・退職慰労金が支払われている者
日本国内に住民票を有している外国籍の従業員	
顧客関連	お客様への配布書面
「扶養控除等申告書」などの提出時の本人確認	「扶養控除等申告書」の提出で配偶者・扶養親族のマイナンバーが提供できる場合は、代理人として提出者である従業員本人の確認のみ実施すれば足りる。

※派遣社員…契約主体である派遣元企業がマイナンバーを取得する。

### ③ 本人確認方法

#### ▶ 確認事項

- 番号確認；正しい番号であることの確認
- 本人確認；現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認

#### ▶ 確認に必要な書類

図表 3-17

図表 3-17 必要な番号確認書類・本人確認書類

番号確認書類 (初回)	番号確認書類	本人確認書類	
		初 回	2 回目以降
番号確認書類 1 つのみ	個人番号カード	不要	不要
番号確認書類 1 つと 本人確認書 1 つ	通知カード 住民票の写し・住民票 記載事項証明書 (個人番号が記載されて いること)	※下記のいずれか 1 つの本人確認書類 運転免許証、運転経歴証明書、旅券 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等	見て本人と わかれば不要
番号確認書類 1 つと 本人確認書 2 つ	通知カード 住民票の写し・住民票 記載事項証明書 (個人番号が記載されて いること)	※上記の確認書類を有していない場合は、 下記のいずれか 2 つの本人確認書類 健康保険被保険者証、年金手帳 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	見て本人と わかれば不要

### ④ 本人確認を不要にできるケース

既に雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できる場合

#### 参考 Web サイト

マイナンバーカード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）：  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>  
 マイナンバー（社会保障・税番号制度）（内閣府）：  
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>